条約第五号

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定

日本国及びコロンビア共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、並びに繁栄及び双方にとって好ましい事業活動を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的及び持続可能な開発の促進を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与することを希望し、

この協定が両締約国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、

次のとおり協定した。

第一章　定義

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であって、投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

注釈1　投資としての性質には、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。

注釈2　締約国は、次の金銭債権が投資としての性質を有しないことを認める。

(i)　物品又はサービスの販売のための輸出入の契約（反復して取得される注文に基づくものを除く。）のみから生ずる金銭債権であって、直ちに支払が行われるもの

(ii)　(i)に規定する契約に関連して与えられる信用から生ずる金銭債権であって、償還期間が十二箇月未満であるもの

注釈3　投資財産には、司法上又は行政上の措置として下される命令及び決定を含まない。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（締約国又は公的企業が発行し、又は債務を負うものを除く。）

(iv)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権、植物育成者権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(viii)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

(ix)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から派生する価値及び権利

投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。この規定は、資産がこの(a)に定める定義に該当する場合にのみ、適用する。

(b)　「締約国の投資家」とは、一方の締約国若しくはその公的企業又は一方の締約国の国民若しくは企業であって、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

注釈1　締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとった場合（投資財産の設立を認める免許若しくは許可の申請を行った場合又は投資を行うために必要な資金を調達した場合を含む。）に限り、他方の締約国の区域内において「投資を行おうとしている」ものと了解される。

注釈2　この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、当該自然人が投資を行った時点以降において、当該投資を行った締約国の区域外に居住し続けている場合を除くほか、適用しない。

(c)　(i)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(d)　「締約国の企業」とは、次の(i)及び(ii)の双方に該当する法人その他の事業体をいう。

(i)　営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されるもの（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）

(ii)　当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの

(e)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f)　「区域」とは、

(i)　日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii)　コロンビア共和国については、コロンビア共和国の大陸及び島嶼（サン・アンドレス、プロビデンシア及びサンタ・カタリーナから成る諸島、マルペロ島その他コロンビア共和国に帰属する全ての島、小島、礁、岬及び州を含む。）の領土並びにコロンビア共和国がその国内法令及び国際法（関係する国際条約を含む。）に従い主権又は主権的権利若しくは管轄権を行使する空域、海域その他の要素をいう。

注釈1　「区域」は、この協定の地理的な適用範囲である。

注釈2　この(f)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(g)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(h)　「紛争投資家」とは、一方の締約国の投資家であって、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(i)　「紛争締約国」とは、一方の締約国の投資家との間の投資紛争の当事者である他方の締約国をいう。

(j)　「紛争当事者」とは、紛争投資家及び紛争締約国をいう。

(k)　「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)に定義する金融サービスをいう。